

平成13年6月27日

アジ歴準備室

## アジア歴史資料センターの概要

1. 経緯：平成6年8月31日「内閣総理大臣の談話」  
(別紙1参照)  
平成11年11月30日「閣議決定」  
(別紙2参照)
2. 事業：国の機関が保有するアジア歴史資料を、  
インターネット等を通じて情報提供する  
(別紙3参照)。
3. 開設：平成13年内目処
4. 場所：住友半蔵門ビル別館4F  
(千代田区平河町二丁目)
5. 施設内容：電算機室、閲覧室、執務室、会議室等
6. 開設準備：主な準備内容(別紙4参照)
  - ① システム機器の導入
  - ② プログラム開発
  - ③ アジア歴史資料デジタルデータの入手
  - ④ 画像変換(圧縮)作業
  - ⑤ キーワード付与等目録項目入力作業
  - ⑥ センター開設場所及び備品類の確保

## 内閣総理大臣の談話

平成6年8月31日

明年は、戦後五十周年に当たります。私は、この年を控えて、先に韓国を訪問し、またこの度東南アジア諸国を歴訪しました。これを機に、この重要な節目の年を真に意義あるものとするため、現在、政府がどのような対外的な取組を進めているかについて基本的考え方を述べたいと思います。

1. 我が国が過去の一時期に行った行為は、国民に多くの犠牲をもたらしたばかりでなく、アジアの近隣諸国等の人々に、いまなお癒しがたい傷痕を残しています。私は、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに對し、深い反省の気持ちに立って、不戦の決意の下、世界平和の創造に向かって力を尽くしていくことが、これからの日本の歩むべき進路であると考えます。

我が国は、アジアの近隣諸国等との関係の歴史を直視しなければなりません。日本国民と近隣諸国民が手を携えてアジア・太平洋の未来をひらくには、お互いの痛みを克服して構築される相互理解と相互信頼という不動の土台が不可欠です。

戦後五十周年という節目の年を明年に控え、このような認識を揺るぎなきものとして、平和への努力を倍加する必要があると思います。

2. このような観点から、私は、戦後五十周年に当たる明年より、次の二本柱から成る「平和友好交流計画」を発足させたいと思います。

第一は、過去の歴史を直視するため、歴史図書・資料の収集、研究者に対する支援等を行う歴史研究支援事業です。

第二は、知的交流や青少年交流などを通じて各界各層における対話と相互理解を促進する交流事業です。

その他、本計画の趣旨にかんがみ適当と思われる事業についてもこれを対象としたいと考えています。

また、この計画の中で、かねてからその必要性が指摘されているアジア歴史資料センターの設立についても検討していきたいと思います。

なお、本計画の対象地域は、我が国による過去の行為が人々に今なお大きな傷痕を残しているアジアの近隣諸国等を中心に、その他、本計画の趣旨にかんがみふさわしい地域を含めるものとします。

この計画の下で、今後十年間で一千億円相当の事業を新たに展開していくこととし、具体的な事業については、明年度から実施できるように、現在、政府部内で準備中であります。

(以下略)

## アジア歴史資料整備事業の推進について

〔平成11年11月30日〕  
閣議決定

政府は、かねてより、アジア歴史資料センター（以下「センター」という。）の設立について検討を行ってきたところであるが、今般、以下の諸事業全体を「アジア歴史資料整備事業」と位置付け、政府が一体となって本事業を有機的かつ一体的に推進することとし、その一環として、センターを開設することとする。これは、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、国が保管する資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、併せて、これら諸国との相互理解の促進に資することを目的とするものである。

## 1. アジア歴史資料整備事業の内容

## (1) アジア歴史資料のデータベースの構築

歴史記録の中で公文書は中心的な部分を占めており、また、資料の整理・検索に当たっては、高度情報化の流れに対応して、コンピュータによる情報サービスを行い得るようにすることが重要である。

このことにかんがみ、センターは、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館等の国の機関が保管するアジア歴史資料（近現代における我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書その他の記録）を電子情報の形で蓄積するデータベースを構築し、インターネット等を通じて情報提供を行うこととする。

## (2) 関連する諸事業

政府としては、(1)のセンターの事業とこれに関連する以下の諸事業を有機的かつ一体的に推進する。

- ア. 歴史記録の重要性に関する広報
- イ. 歴史資料を取り扱う人材の育成
- ウ. 歴史研究、交流史の編纂に対する支援
- エ. 歴史研究者の国際交流に対する支援
- オ. 内外の歴史資料館の間の交流・協力
- カ. アジア歴史資料の現状等に関する調査

## 2. センターの開設

(1) 1. (1)の事業を実施するため、平成13年度にセンターを国立公文書館に開設することとする。センターは、3. (1)の基本方針に沿って、関係省庁・機関の協力を得て、運営されるものとする。

(2) センターの開設準備は、総理府（平成13年1月からセンターの開設までの間は内閣府）に準備室を設けて行うこととし、関係省庁は必要な協力を行うものとする。

## 3. 政府における推進体制

(1) 本事業を政府が一体となって推進するために必要な基本方針の策定その他の基本的事項に係る企画・立案及び総合調整については、内閣官房が、総理府（中央省庁の再編後は内閣府）の協力を得て行う。

(2) (1)の内閣官房の企画・立案及び総合調整を円滑に行うため、内閣に、内閣官房副長官（事務）を議長とし関係省庁の職員のうち議長が指名する者から構成されるアジア歴史資料整備事業連絡調整会議を設置する。同会議の庶務は内閣官房において行う。

(3) 関係省庁は、(1)の基本方針に基づき、保管するアジア歴史資料を電子情報の形でセンターに提供する等、センターの事業が円滑に行われるよう積極的に協力するとともに、1. (2)の諸事業をセンターの事業との連携にも留意しつつ実施する。

(4) 本事業を推進するために必要な体制及び経費については、関係省庁・機関の緊密な連携・協力の下、政府が一体となって適切に対応することとする。

# アジア歴史資料情報提供イメージ



